

質問回答書

令和4年5月6日付で公告した「STEPS in Osaka開発業務」にかかる質問回答は以下のとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
1	6月6日の提案書提出について	ソフトについてプレゼンテーションをするのはプロポーザル当日で、6月6日に提案書を提出する際は、書面のみという認識で間違いはないか。	お見込みのとおりです。
2	6月6日の提案書提出について	6月6日の提案にあたっては大阪版CAN-DOリストの段階4の4領域が対象という理解で良いか。	お見込みのとおりです。
3	6月6日の提案書提出について	提案を求める事項の達成度を示す3段階は言葉で基準を示す必要があるか。	生徒がなぜその評価であるかを理解できるよう、単にA・B・Cのように記号で示すのではなく、「～ができていたらA」のように言葉で問題ごとに示してください。
4	6月6日の提案書提出について	ソフトを開発するうえで、基準等についてもワーキンググループと調整するか。	お見込みのとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
5	6月6日の提案書提出について	設問の表記は日本語、英語のどちらでも構わないのでしょうか？	設問の表記につきましては、日本語を想定しております。
6	6月6日の提案書提出について	「 STEPS in Osaka 開発業務にかかる仕様書」の1P目の下段の【提出を求める事項】の3にある「各問題に対する児童生徒の解答の達成度を示す基準を3段階で示してください」と記載いただいておりますが、ここでいう「問題」とは大問のことでしょうか。または大問の中にある小問1問1問についてでしょうか。	大問のことです。
7	6月中旬のプロポーザルについて	プロポーザルにおいて STEPS in Osaka の活用イメージを示す際に、 MEXCBT 上で動作する必要があるか。	MEXCBT 上で動作する必要はございません。
8	6月中旬のプロポーザルについて	プロポーザルにおいて STEPS in Osaka の活用イメージを示す際に、ソフトの形で示す必要があるか。	ソフトの形式ではなくてもパワーポイント等でイメージについて説明してもらって構いません。

番号	質問項目	質問内容	回答
9	受注業者確定後について	受注業者が確定した後、 MEXCBT のアカウントを提供してもらえるか。	お見込みのとおりです。
10	受注業者確定後について	6月以降設置されるワーキンググループの会合等に受託企業は参加させていただくようになるでしょうか。その場合、会合は何回程度開催される見込みでしょうか。また、会合への出席は対面になりますでしょうか。リモートでの出席は可能でしょうか。	ワーキンググループの開催は3回程度を想定しております。基本的には対面での実施を想定しておりますが、リモートでの参加も可能です。
11	9月頃までに作成するプロトタイプ版について	プロトタイプ版のソフトを利用する生徒の人数はどれくらいを想定しているか。	高校で 200 人、中学校で 300～400 人、小学校で 200 人程度を想定しております。
12	9月頃までに作成するプロトタイプ版について	8 月に準備する 50 問の構成についてご教示ください（ 5 領域×大問 5 問× 2 段階、なのか 5 領域×大問 5 問× 10 段階、など）	5 領域×大問 1 問× 10 段階でお願いする予定です。
13	9月頃までに作成するプロトタイプ版について	8 月の 50 問について、貴庁が想定されている Web ブラウザ上で動くソフトの形式について具体的に例示いただけないでしょうか？	説明会での説明と異なり恐縮ですが、 8 月の 50 問についても MEXCBT 上に作成した問題を、ポータルサイトを通じて活用する方法を想定しております。
14	その他技術的な面について	ソフトについて、仕様書に示されている 3 つの OS で動作すれば問題ないか。	お見込みのとおりです。

番号	質問項目	質問内容	回答
15	その他技術的な面について	サーバーの管理費等については気にしなくて良いか。	MEXCBTにかかるサーバーの管理費は不要です。
16	12月の納品時について	12月の納品の際には、ソフトの形式である必要があるか。	ソフトの形式である必要はありませんが、ポータルサイト上で動作できる状態で納品してください。
17	12月の納品時について	12月の最終的な納品の際の問題形式について、説明会ではWebブラウザ上でも動作するソフトの形式で提出と伺いましたがMEXCBTの問題作成マニュアルにて問題の登録方法を確認したところ、テキスト状態であっても設問、選択肢、解答などを手入力で登録していく方法で問題自体は登録できるようでした。8月はプロトタイプの試行のためWebベース上で動作する必要性が想像できたのですが、12月の納品時、テキストベースの提出ではやはり問題がございましたでしょうか。	問題ございません。
18	12月の納品時について	上記質問に関連し、12月の納品において、MEXCBTへの搭載は選定業者側で行い納品完了とすることも可能でしょうか。あるいは選定業者はあくまでもデータを貴庁へ納品するところまでの契約となるのでしょうか？	MEXCBTへの搭載により、納品完了とすることは可能です。
19	12月の納品時について	実際に大阪府の児童生徒がSTEPS in Osakaを活用するのはMEXCBTに搭載された後か。	お見込みのとおりです。
20	事務手続きについて	[STEPS in Osaka開発業務]に係る業務委託共同企業体協定書の、3枚目、各構成員の所在地・名称・代表者の欄において、押印は不要でしょうか？	不要です。
21	事務手続きについて	障害者雇用状況報告書(同法様式第6号)について、郵送受付をおこなっており、受付印や到着を確認する書類がございません。この場合は、他にどういった書類が必要になりますか？(常時雇用労働者が43.5人以上ですが、障害者雇用は0人です)	管轄の公共職業安定所等の受理番号が記載された障害者状況報告書の事業主控えをご提出ください。

番号	質問項目	質問内容	回答
22	事務手続きについて	共同企業体で応札する場合、応募書類のク～サは 共同企業体に参加する企業すべての分提出する必要はございますか。または幹事企業のみ提出でよいでしょうか。	共同体に参加する企業すべての分をご提出ください。
23	事務手続きについて	1部業務の再委託は（大阪府教育庁さまへ再委託の届をおこなうことで）可能でしょうか？	大阪府教育庁は、受注者が委託業務の契約の履行に当たり再委託することについては、原則として、次のいずれにも該当しない場合に限り、やむを得ないと認める部分について再委託を承認することができます。 ア 業務の主要な部分を再委託すること。 イ 契約金額の相当部分を再委託すること。 ウ 競争入札における他の入札参加者に再委託すること。 エ 随意契約によることとした理由と不整合を生じる再委託をすること。
24	事務手続きについて	次年度以降本事業は継続する予定か。	文部科学省の事業として実施しているため、次年度以降継続できるかは未定です。